徳島県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
43	神山川島	吉野川市美郷字中谷一七九番三地先から 同　一〇三番二地先まで	二五五・一	令和七年九月二十六日